

第 1 回 普天間飛行場の運用等に伴う
宜野湾市の住民の生活環境等の保全の課題に関する協議会
議事要旨

日 時：令和 7 年 6 月 1 7 日（火） 1 5：5 0～1 6：2 5

場 所：総理官邸 2 階小ホール

出 席：

- （政府側） 佐藤内閣官房副長官、
水野内閣府政策統括官（沖縄政策担当）、熊谷外務省北米局審議官、
田中防衛省地方協力局長、田中内閣官房内閣審議官
- （宜野湾市側） 佐喜眞宜野湾市長、
多和田宜野湾市基地政策部長、坂場宜野湾市理事兼企画部長

[議事要旨]

（議題Ⅰ 協議会設置及び運営について）

- 別紙の協議会設置要綱の案が決定された。
- 協議会における率直な意見交換を確保するため、会議は非公開とするが、議事要旨を作成し公表すること等が了承された。

（議題Ⅱ 普天間飛行場の運用等に伴う宜野湾市の住民の生活環境等の保全の課題について）

- 「普天間飛行場の運用に伴う、騒音をはじめとする被害の観点からの宜野湾市民の生活環境への課題」として、宜野湾市側から主に次の点を説明する発言があった。
 - ・ 航空機騒音は昨今増加傾向にあり、特に外来機の飛来に伴う騒音や 22 時以降の夜間騒音に対し、市民から多くの苦情が寄せられている。
 - ・ 駐機場に近い地域におけるエンジン調整等による地上騒音について、現在設置している騒音測定器では計測が困難であり、全容を調査することが課題。
 - ・ 防音対策等について、防音助成の要件を満たしていない小中学校、対象外である老人福祉センター等に対しても対象とし、市民の負担を軽減することが必要。
 - ・ 米軍人・軍属等による犯罪を起こさせない環境として、本市においても地域と連携して防犯灯や防犯カメラの設置を行っていたが、現在の設置状況では十分ではなく、維持管理に係る費用が課題。
- これらに対し、政府側から、以下の応答があった。
 - ・ 今後とも米側に対し、より一層の協力を求め、可能な限り地元の負担軽減に努めていく考え。ご指摘のあった地上騒音も含めた騒音被害の調査については、宜野湾市とも緊密に連携しながら、全容把握に向けて必要な対応を検討していく。
 - ・ 小中学校の体育館における空調設備の整備については、儀式的行事や各種集会等を行う講堂として利用されている場合には、防音工事の対象となり得る。その上で、文部科学省において設置を促進するための助成を行っていることを承知しており、今後の貴市のご検討の資とされたい。老人福祉センターについては、一定の基準を満たせば防音工事の助成が可能であり、また、万が一の避難場所として施

設整備の助成も可能。具体的な御要望があれば、沖縄防衛局へ御相談されたい。

- ・ 米側が発表した一連の再発防止策の実効性の点も含め、在日米軍の綱紀肅正と再発防止の徹底を働きかけていくとともに、日米間で協力していく。
- ・ 令和6年度補正予算において約3億円を計上し、平成29年度に整備した防犯カメラを更新する事業を行うこととしたところであり、宜野湾市においても更新が必要な防犯カメラについて、当該補助金を活用いただいていると伺っている。引き続き、沖縄の安心・安全の確保に向けて取り組んでいく。

○ 「普天間飛行場の運用に伴う、まちづくりの観点からの宜野湾市民の生活環境への課題」として、宜野湾市側から主に次の点を説明する発言があった。

- ・ 市道宜野湾11号と国道330号を結ぶはしご状の市道整備などや、国道330号普天間交差点の拡張など市内道路の充実を図ることが必要。
- ・ 緊急車両の基地内通行手続きの簡素化、交通弱者のための新たな移動サービスの導入なども必要。
- ・ 本市の本庁舎は、返還跡地に建設することを想定し、老朽化及び狭隘化を耐え忍んできたが、建替えを行わなければならない段階。
- ・ 災害時、緊急時には普天間飛行場が開放されるが基地内にとどまることはできない協定。災害発生時の行動について米軍も含めてしっかりと総合的な防災訓練を行うとともに、市民が避難する環境をしっかりと整備しておくことが必要。

○ これらに対し、政府側から、以下の応答があった。

- ・ 市内の道路の充実等については、宜野湾市において構想段階に向けた調査・検討に着手したと承知。こうした市の取組については、現地の沖縄総合事務局にも伝えたい。今後まちづくりの観点から具体的な検討をされるに当たっては、必要に応じて、沖縄総合事務局とも相談いただきながら進めていただきたい。
- ・ 防衛省においては、環境整備法に基づき、普天間飛行場の設置・運用により生ずる障害の緩和等のために、様々な補助事業を実施。道路整備については、飛行場等の周辺地域において、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図るために必要な場合などに助成を行っているところ。
- ・ 新庁舎建設に関しては、具体的な御要望があれば、その内容を伺いながら、どのような対応が可能か検討していく。
- ・ 「緊急車両の基地内通行手続きの簡素化」については、宜野湾市と米軍の間で締結されている「現地実施協定」を踏まえ、米側との調整を行いながら、具体的な内容を検討していく必要があるもの。また、防災訓練の実施や被災時の避難環境の整備についても同様に、宜野湾市のお考えも伺いながら、適切な対応をとってまいりたい。

○ 「普天間飛行場の存在に伴う、インフラ整備・管理の観点からの宜野湾市民の生活環境への課題」として、宜野湾市側から、主に次の点を説明する発言があった。

- ・ 基地の存在により、水道施設や下水道施設では基地を迂回したルートでの配管整備や、同規模団体より多くの配水池等の整備をしなければならないなど設備投資、維持管理費が増大している。また、老人福祉センターや学校給食センターなど、まちの東側と西側に設置せざるを得ない施設の維持管理費なども課題。

- これに対し、政府側から、以下の応答があった。
 - ・ 市が抱える公共施設の配置等の課題も踏まえながら、住民の安心・安全かつ持続的な生活を支える上下水道の施設整備の推進に向け、引き続きしっかりと支援していく。
 - ・ 民生安定施設の維持管理費については、本来施設の管理者が負担すべきものであるため補助対象とすることは困難である一方、非常時の電源確保及び維持管理費（電気料金）の負担軽減の観点から、太陽光発電システムの設置に対する補助を行うなど、できる限りの施策を実施しているところ。いずれにしても、具体的な御要望があれば、沖縄防衛局へ御相談されたい。
 - 「普天間飛行場の返還に向けての課題」として、宜野湾市側から、主に次の点を説明する発言があった。
 - ・ 跡地開発をめぐる状況を鑑みれば、飛行場へのアクセスや連担する周辺地域のまちづくりの先行実施が必要であり、特に西海岸地区や大山地区についてはその機能や土地利用のあり方などを早急に検討し、事業化していく必要。
 - これに対し、政府側から、以下の応答があった。
 - ・ 駐留軍用地の跡地利用の推進は、沖縄全体の振興にとって大変重要であると認識しており、引き続き、必要な支援を講じていく。
 - ・ 西海岸地区・大山地区においては、西海岸地域のグランドデザインとその開発の方向性についての調査や大山地区における土地区画整理事業の事業化へ向けた調査を、ソフト交付金を活用するために交付申請をいただいたものと承知。現在、内閣府において審査を行っており、今月末にもこれらの２事業の交付決定ができるよう、最終調整を行っている。
- （その他）
- 次回の協議会の開催については、事務的に調整していくこととされた。

以 上

普天間飛行場の運用等に伴う宜野湾市の住民の生活環境等の保全の課題に関する協議会の設置について

令和7年6月17日

(目的)

1. 普天間飛行場の運用等に伴う沖縄県宜野湾市の住民の生活環境等の保全の課題について、政府と宜野湾市が認識を共有し、連携した対応を講じるため、普天間飛行場の運用等に伴う宜野湾市の住民の生活環境等の保全の課題に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成員)

2. 協議会の構成員は、内閣官房副長官（事務）、内閣官房内閣審議官、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）、外務省北米局長、防衛省地方協力局長及び宜野湾市長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

3. 協議会の事務は、関係府省及び宜野湾市の協力を得て、内閣官房において処理する。

(その他)

4. 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。